

# 戦後 70 年にあたり わたしたちは 訴えます !

## 「戦争しない国」「子どもの未来に平和を」をめざして

私たち全国児童養護問題研究会は、40 年余り児童養護施設をはじめとする社会的養護に関係する職員や研究者を中心に、“未来をになう子どもたちに 仲間とつくろう豊かな実践を”掲げ、子どもの福祉と教育について実践と研究をすすめてきました。子どもも、命の尊さと人権の重みは大人と同じです。子どもは未来をつなぐ命です。子どもには戦争ではなく**平和**が絶対条件です。

戦後 70 年の今年、日本の国は、大きな岐路に立たされています。私たちは子どもたちが安心して夢を育める社会、平和な国・世界を求め、戦争を二度と繰り返さない社会・国を作らなければなりません。児童養護問題の戦後 70 年は、まさに国内における戦争犠牲者である戦災孤児・原爆孤児・引揚孤児・浮浪児らの保護から始まったからです。戦争という暴力とその結果もたらされる欠乏によって、アジア諸国の人々と日本の子どもたちに与えた苦痛が繰り返されてはなりません。

全国児童養護問題研究会常任委員会は、「安全保障関連法案」によって日本国憲法第 9 条「戦争の放棄」が歪められようとしていること、日本を戦争のできる国に作り変えることに反対し、「戦争しない国」「子どもの未来に平和を」をめざして次のことを訴えます。

### 1. 「安全保障関連法案」に断固反対します

「安全保障関連法案」は戦争を準備するものです。戦争は、地上戦の最中自ら命を断った沖縄住民、一瞬の原子爆弾で破壊されたヒロシマ・ナガサキ、大都市空襲に逃げ惑い命を落とした人々、自らの命をかけて突撃した若い兵士など、戦争は生きる権利を奪うとともに、家族を奪い、家や地域・学校を奪います。人のかけがえのない生活を奪う戦争を繰り返してはなりません。戦争は、子どもを最大の犠牲者とし、子どもの最善の利益を奪う行為だからです。

### 2. あらゆる暴力に反対します

戦争は、最大最悪の暴力です。国連子どもの権利委員会は、日本の子どもの権利状態を審査し、おとなたちの暴力的指導（家庭における虐待、被措置児童等虐待、学校における体罰など）を否定し、それにかわる指導方法の獲得を求めています。暴力は決して問題解決につながりません。国際紛争の解決においても同様です。

### 3. 平和と民主主義を求めます

「安全保障関連法案」審議の過程は、憲法に基づいた民主的な政治（立憲主義）に反します。私たちの進路に関わる選択は、十分な説明と話し合いを経て行われるべきものです。国民の意見を十分に尊重するものでなければなりません。国民が反対し、多くの憲法学者、内閣法制局や最高裁の元長官も憲法違反だと指摘する中で法案成立を強行することは、国民主権をないがしろにし、立憲主義に反します。このような方法が認められれば、第 9 条だけでなく、憲法に定められた幸福追求権・生存権・学習権を始めとする国民の権利（人権）保障条項を法律によって骨抜きにする道を開くものであり、許されるものではありません。

私たちは、話し合いを大切にし、お互いを認め合うことのできる環境を作り、子どもたちが安心して夢を育むことができる、子どもたちが主人公の施設・社会をめざしています。戦後 70 年の今、全国児童養護問題研究会常任委員会は、私たちが置かれている歴史的な位置を再確認し、平和な国・世界を求めます。

2015 年 9 月 7 日

全国児童養護問題研究会常任委員会